

- ◎ 2024年度「法Ⅱ」（白石忠志）の試験問題（公開用）です。
- ◎ 90分の試験です。解答用紙はA4縦1枚であり、簡単な横書き罫線を引いています。
- ◎ 法律文章を読んで理解することに重点を置いた法学入門授業の試験問題です。
- ◎ 授業において様々な説明をしたことを前提とした出題をしています。
- ◎ 試験当日に教室で板書によって補充した文字列は、盛り込み済みです。

- ▼ 全ての問題に解答してください。
- ▼ それぞれ、解答用紙の指定された場所に解答してください。

【第1問】（12点）

下記の英文における、(a)の「US」と(b)の「US」との違いを、なぜ違うと言えるのかも含め、2～3行程度で説明してください。

- (a) The European Commission has fined Meta, a US multinational technology company, €797.72 million.
- (b) The DOJ filed a brief in the US Court of Appeals for the Ninth Circuit.

【第2問】（12点）

下記の英文の「the Chrome default」を、2～3行程度で意識してください。その際、この英文において、Googleが検索サービスの競争で他者を排除しているのではないかということが問題とされていることを、前提として結構です。

As the Court recognized, the Chrome default is “a market reality that significantly narrows the available channels of distribution and thus disincentivizes the emergence of new competition.”

【第3問】（12点）

民集・刑集に登載された最高裁判決についての調査官解説を閲覧する方法を、2～3行程度で説明してください。

- ・ 紙版またはデジタル版の、いずれか一方だけを説明すれば十分です。
- ・ 調査官が雑誌『ジュリスト』に寄稿する解説は、対象外とします。

【第4問】（12点）

下記は、刑事訴訟法321条の一部です。「被告人以外の者が作成した供述書」を同条によって証拠とするためには、「供述者の署名若しくは押印」は、必要ですか。「必要である。」または「必要ではない。」という結論を解答の冒頭に書き、続けて、なぜそう言えるのかを述べて、全体で2～3行程度の解答としてください。（条文のうち「(略)」とした部分は、結論に影響しないと考えて結構です。）

- 第321条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。
- 一～三 (略)
- ②～④ (略)

【第5問】（12点）

下記のような意見に対する反論を、2～3行程度で書いてください。その際、必ず、「概念の相対性」または「概念は相対的である」という文字列を使い、解答においてその文字列に下線を引いてください。

意見「「公有地」とは、国でなく地方公共団体が所有する土地、という意味である（空知太神社最高裁判決）。憲法89条の「公金」や「公の財産」も、国でなく地方公共団体の金や財産のみを指す。」

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【第6問】 (20点)

刑法総論における故意を「意図」「確定的故意」「未必的故意」の3つに分類することがもたらす実益（もたらす可能性があるにとどまる場合を含む。）を2つ挙げて、全体として2～4行程度で説明してください。

ヒント 授業中に、「物事を分類することがもたらす実益は、少なくとも2種類ある。」と述べた2種類から、それぞれ1つの実益が浮かび上がるかもしれません。

【第7問】 (20点)

下記は、空知太神社最高裁判決から一部を抜き出したものです。判決の法的三段論法における下線(a)と下線(b)のそれぞれの位置付けを、全体で3～5行程度で説明してください。

1 憲法判断の枠組み

(略)

国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条との抵触が問題となる行為であるといわなければならない。もっとも、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるところである。例えば、

(略)。(a) また、我が国においては、明治初期以来、一定の社寺領を国等に上知(上地)させ、官有地に編入し、又は寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって、国公有地が無償で社寺等の敷地として供される事例が多数生じた。このような事例については、戦後、国有地につき「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和22年法律第53号)が公布され、公有地についても同法と同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が発出された上、これらによる譲与の申請期間が経過した後、譲与、売払い、貸付け等の措置が講じられてきたが、それにもかかわらず、

現在に至っても、なおそのような措置を講ずることができないまま社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである。これらの事情のいかんは、当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものといえよう。

そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

(略)

2 本件利用提供行為の憲法適合性

(1)・(2) (略)

(3) (略)。前記事実関係等によれば、(b) 本件利用提供行為は、もともとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったもので、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったことが認められるものの、明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格、これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると、本件において、当初の動機、目的は上記評価を左右するものではない。

(4) 以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、(略)。